

令和５年御嵩町議会第４回定例会会議録

1. 招集年月日 令和５年12月５日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和５年12月５日 午前９時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第９号 専決処分の報告について
 - 報告第10号 専決処分の報告について
 - 議案第73号 令和５年度御嵩町一般会計補正予算（第３号）について
 - 議案第74号 令和５年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
 - 議案第75号 令和５年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
 - 議案第76号 令和５年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
 - 議案第77号 令和５年度御嵩町水道事業会計補正予算（第１号）について
 - 議案第78号 令和５年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第１号）について
 - 議案第79号 御嵩町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第80号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第81号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第82号 指定管理者の指定について
 - 発議第３号 御嵩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
 - 請願第１号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書

議事日程第 1 号

令和 5 年 12 月 5 日（火曜日） 午前 9 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

（１）会期

（２）会期及び審議の予定表

日程第 3 諸般の報告

議長報告 5 件

（１）議員派遣報告書

（２）常任委員会所管事務調査報告書

（３）定例監査実施報告書

（４）例月現金出納検査の結果について（報告）（令和 5 年 8 月分から 10 月分まで）

（５）政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情

町長報告 2 件

報告第 9 号 専決処分の報告について

報告第 10 号 専決処分の報告について

日程第 4 議案の上程及び提案理由の説明 11 件

議案第 73 号 令和 5 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について

議案第 74 号 令和 5 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 75 号 令和 5 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 76 号 令和 5 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 77 号 令和 5 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 78 号 令和 5 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 79 号 御嵩町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 80 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 81 号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 指定管理者の指定について

発議第3号 御嵩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

日程第5 議案の審議及び採決 6件

議案第73号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第74号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第75号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第76号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第77号 令和5年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第78号 令和5年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第6 請願の委員会付託 1件

請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	教 育 長 奥 村 恒 也
総 務 部 長 各 務 元 規	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	企 画 調 整 担 当 参 事 田 中 克 典
教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 筒 井 幹 次	総 務 防 災 課 長 古 川 孝
企 画 課 長 山 田 敏 寛	環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ く り 課 長 金 子 文 仁
亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 木 村 公 彦	税 務 課 長 丸 山 浩 史

住民環境課長	高 木 雅 春
福 祉 課 長	日比野 浩 士
上下水道課長	可 児 英 治
会 計 管 理 者	塚 本 政 文

保険長寿課長	大久保 嘉 博
農 林 課 長	渡 辺 一 直
建 設 課 長	石 原 昭 治
生涯学習課長	日比野 克 彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	土 谷 浩 輝
--------	---------

議 会 事 務 局 記 書	井 戸 芳 枝
---------------	---------

開会の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、令和 5 年御嵩町議会第 4 回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第 1 項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いいたします。

招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和 5 年御嵩町議会第 4 回定例会を招集させていただきましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

12月15日までの11日間にわたりまして、数多くの重要な案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

9 月定例会以降の町政及び御嵩町を取り巻く話題のうち、主な事柄について何点か御報告を申し上げたいと思います。

初めに、10月21日土曜日に開催されました「よつてりゃあ、みたけ～夢いろ街道宿場まつり～」では、約 1 万人もの来場があったと実行委員会からの報告を受けております。今回は、祭り会場全体の電気を次世代自動車などから供給するという、全国初となるサステナブルな取組が注目を浴び、テレビ等マスコミにも多く紹介され、本町を全国の方に知っていただくよい機会となりました。

11月 4 日土曜日には、秋のイベントとして開催されました「中山道往来」でございますが、400人以上の方が御嵩宿・細久手宿の間をそれぞれのペースで秋を感じながらの散策を楽しまれました。現在は、中山道を訪れる外国人観光客もコロナ禍前に戻りつつあり、今回の中山道往来では、外国人ツアー客の参加もあったようであります。岐阜県では、外国人を対象とした中山道関連のツアーパッケージの開発に力を入れており、今後もさらなる外国人観光客の増加が見込まれます。

また、本町も会員であります東美濃歴史街道協議会は、岐阜県と名古屋鉄道株式会社と連携して、スマートフォンを活用した中山道ウォーキングのイベントを来年 3 月まで開催しており

ます。本町においても、この機会をチャンスと捉え、観光商品の開発や体験プログラムなど受入れ体制の整備に取り組みたいと考えております。

11月26日には、重要文化財願興寺本堂修理事業の現場見学会が開催され、組み立て直しが進む願興寺本堂の様子を多くの方々に見学していただき、先人たちが作り上げた本堂の歴史や、そこに込められた苦労の足跡などを感じていただきました。平成29年度よりスタートした本堂修理事業は7年目を迎え、昨年8月から本格的に始まった組み立て直しは順調に進んでおり、耐震のため鉄骨を用いた構造補強も同時進行しながら慎重に修理作業を行っております。御嵩町の文化財修理の中でも過去に例のない、この令和の大修理を着実に進め、令和8年度の完成を目指すとともに、完成後の活用も視野に入れながら、引き続き事業を行ってまいります。

また、願興寺で生まれ、幼少期を過ごしたとされる戦国武将、可児才蔵については、これまでも町を挙げて広く周知を図ってまいりましたが、今年度は、晩年を過ごした広島県の才蔵寺に伝わる「伝・可児才蔵槍」のレプリカ作製を中心に、魅力を発信できるコンテンツづくりに取り組んでおります。その一つとして、晩年、脳病治療の研究を行った可児才蔵の功績をたたえ、脳病全快、知能啓発等に御利益がある「ミソ地藏」が才蔵寺境内に祭られていることにあやかり、「笹の才蔵」に関連したササ短冊の願かけスポットを願興寺境内に新たに整備させていただきました。10月27日には、御嵩小学校6年生の児童80名を招き、やりレプリカ及びササ短冊の願かけスポットの完成披露を行うとともに、児童一人一人が願い事を書いたササ短冊を祈願台へと結びつけました。

そして、町外への発信といたしまして、11月18日には、関ヶ原古戦場記念館において、可児才蔵セミナーとみたけのええもん販売を実施してまいりました。舩五山茶は上之郷中学校の皆さんが試飲・PR販売を行いました。現在、この舩五山茶は可児才蔵生誕の地で栽培されたお茶「才蔵茶」として関ヶ原古戦場記念館で販売していただいております。

今後も御嵩町ゆかりの戦国武将としてさらなる周知を図っていくとともに、願興寺本堂の完成を見越して、願興寺の歴史と可児才蔵の生涯に思いをはせながら周遊できる仕組みづくりを進めてまいりたいと思います。町民の皆様をはじめ、多くの方々に本町の誇る貴重な文化財である願興寺の保存と活用、そしてゆかりの戦国武将である可児才蔵について、さらなる周知を図っていくことに御理解をいただき、新たな魅力ある歴史資源の掘り起こし、磨き上げも進めてまいりますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

次に、重点課題の一つであります住民の安全・安心を第一に進めています亜炭鉱跡対策事業について御報告申し上げます。

現在対策を進めております南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業は、御嵩、中、古屋敷地内の各地において本格的な削孔作業及び充填作業を鋭意進めており、4つの工事進捗率

は11月末で70%ほどとなっております。地下充填ということから、見た目には分からないものの、安全性は確実に向上していると言えます。

また、第3回定例会にて議決いただきました伏見・比衣地内の第4－1期防災工事は、10月に工事説明会を実施し、現在削孔作業を進めております。なお、防災工事は家屋が多い住宅地での工事となっており、近隣住民の皆様には、騒音や交通規制など大変御迷惑をおかけいたしますが、引き続き御理解、御協力をお願いいたします。

旧鉱物採掘区域復旧事業につきましては、令和5年9月13日に中切地内で幅3.7メートル掛け2.8メートル掛け深さ0.5メートル、9月15日には、中地内で幅0.8メートル掛け0.4メートル掛け深さ0.8メートル、いずれも充填予防対策が実施されていない農地において浅所陥没が発生いたしました。この陥没被害は、旧鉱物採掘区域復旧事業基金を活用して復旧工事が完了しております。復旧に当たり、関係者の皆様には迅速な御対応をいただきましたことに、この場をお借りし厚く御礼を申し上げます。

続きまして、現在進めております新庁舎等整備事業、リニア発生土置場計画について御報告を申し上げます。

新庁舎等整備事業につきましては、町がこれまでに進めてきたプロセスについて、公平・中立な立場から調査・検証等を行う第三者検証委員会を設置いたしました。弁護士委員、会計士委員、有識者委員の3名の委員を選任し、先般、第1回目の全体会議が開催されたところでございます。第三者検証委員会には、年度末をめどに調査報告書をまとめていただき、その結果報告に基づき、改めて今後の具体的な方向性を検討してまいります。しかしながら、生命の安全は何より優先すべき問題でございます。9月定例会でも申し上げたとおり、命を守ることと新庁舎整備は切り離して考えていくことが求められます。災害時における来庁者、職員の生命の安全確保、業務継続の観点から、今定例会では、業務機能の移転や仮設庁舎など様々な手法を比較・検討するための予算を計上させていただいております。

リニア発生土置場計画につきましては、さきの議会第3回定例会でお認めいただいた附属機関の設置条例に基づく審議会を9月30日に設置いたしました。審議会委員の人選につきましては、審議会の機能が発揮されるよう、広く各界各層の中から学識経験を有する方、または実施業務に関し専門的知識を有する方、上之郷地区の町民、公募による町民、その他関係団体から推薦していただいた方などに委嘱をさせていただきました。審議会は、11月19日に第1回目を開催し、私から審議会会長に対して、発生土の置場計画の解決に向けて、今後町がJR東海との協議に臨む方針について審議会の意見を求めて諮問をさせていただき、スタートをいたしました。

第1回審議会では、委員の皆様一人一人の思いや考え方が改めてお聞きできたと伺っており

ます。また一昨日、12月3日の第2回審議会では、今後の審議項目が決まり、第3回以降、審議が本格化していくと伺っております。委員の皆様には何度も御足労をおかけいたしますが、解決に向けたよりよい計画の熟慮や活発な討議を重ねてお願いし、答申をいただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

続いて、学校教育関係について御報告申し上げます。

学校教育では、21世紀御嵩町教育・夢プランに基づき、子供たちの笑顔づくりを目指して、引き続き各施策の充実を図ってまいります。

I C T教育の推進については、ハード面・ソフト面でのサポート体制の充実に継続して取り組んでいくとともに、子供たちが情報端末を活用して主体的な学びを進められるよう、教員への研修や情報提供を積極的に行ってまいります。

また、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校の連携を図り、子供たちの交流活動の促進や、きめ細かい情報交流を行うことで、校種間のスムーズな接続と、個に寄り添った切れ目のない教育が実施できるよう支援を行ってまいります。

ふるさと教育では、地域学校協働活動の充実を図りながら、御嵩町の歴史や文化を五感を通して学ぶ機会をより多く提供することを通して、子供たちがふるさと御嵩へ思いを広げ、深めていけるよう、ふるさとふれあい夢づくり事業のさらなる推進を図ってまいります。

御嵩町の学校は、年齢や経験年数の若い教員が多く、経験年数が6年以下の教員は、管理職を除く県費教員全体の47%を占めております。各学校では、ベテラン・中堅の教員が若手教員へ指導やサポートを行いながら、円滑な学校運営ができるよう体制を整え、若手教員の新たな発想と、ベテラン・中堅教員の確かな経験値を基に、コロナ禍を経たこれからの学校教育の在り方を追求しています。教員の活力と笑顔が子供たちの笑顔につながるよう、これからも様々な面からの指導・支援を行ってまいります。

中学校部活動の地域移行につきましては、国・県の方針を受け、本町として実現可能な組織や活動の在り方について検討を進めているところでございます。10月30日には、部活動地域移行懇談会を開催し、保護者会、部活動指導者、スポーツ少年団、関係団体、学校関係者等の方々から多くの貴重な意見をいただくことができました。今後は、部活動ごとの関係者会を開き、令和7年度までの移行期間を見通した具体的な内容について検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、今定例会に提出いたしました案件について申し述べます。

伏見小学校の大規模改造事業につきましては、私の公約であり、前回の第3回定例会におきましても、令和6年度中の着工を目指してまいりますと答弁を差し上げました。現在、物価高騰に伴う単価の見直し等を進めており、令和6年度の着工に向け、この予算を確保するため、

今回の補正予算案に令和5年度から令和7年度までの債務負担行為を計上しております。今後とも早期着工に向け、全力で取り組んでまいりたいと思います。

指定管理者制度を活用した滞在型農業体験施設、通称「四季の家」について御説明申し上げます。

この四季の家は、令和6年度3月末に5年間の指定管理期間を満了します。指定管理期間の満了に伴い、令和6年4月から業務を行う指定管理者を公募したところ、現在の指定管理者事業者1者から応募がありました。選考につきましては、指定管理者選定評価委員会を開催し、御嵩町滞在型農業体験施設指定管理者指定申請書の確認及び事業者から提案理由の説明を受けるなど、慎重に審査した結果、御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例に規定する基準を踏まえていること、またこれまでの事業実績などから、適切に体験施設の管理や農業体験事業を行うことができるものと総合的に判断し、指定管理候補者として決定しましたので提案をするものであります。

続いて、令和5年度一般会計補正予算の概要について御説明を申し上げます。

まず歳入につきましては、物価高騰対策に関連する各種事業に対する国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億6,759万2,000円計上したほか、マイナンバーや戸籍関連システムの改修に係る国庫補助金を963万1,000円、古屋敷頭首工の補修工事に係る分担金の増などを行っております。

次に、歳出の主なものでございますが、まず物価高騰対策でございます。現在、原油や食料などの物価が高騰し、家計に大きな影響を与えております。このような状況を踏まえ、国は、住民税非課税世帯等を対象に1世帯当たり7万円を支給する経済対策を実施することとしました。その経費として1億1,349万5,000円を計上しております。

また、町においても、物価高騰対策として、特に子育て世帯を応援する観点から、18歳以下の子供1人当たり1万8,000円のギフトカードを支給することといたしました。加えて、公立保育園、学校給食に係る食材高騰分について、保護者に御負担をいただくことなく、町が高騰分を負担するものとし、従来どおり安心・安全で栄養バランスの保たれた給食の品質を確保いたします。これらにより、皆様の生活を少しでも支援していきたいと考えております。これら物価高騰対策に係る経費として5,496万5,000円を計上しております。

そのほか、災害時の業務継続と来庁者・職員の安全確保の観点から、業務機能移転や仮設庁舎など様々な手法を検討する経費として50万円、御嵩公民館での雨漏り修繕工事費に365万7,000円、橋梁の長寿命化補修事業として6,200万円などを計上しております。

これら増額予算のほかに、人件費の補正や事業費の見込みによる増減補正、各種事業費の確定による不用額の減額などを合わせて、補正予算額は歳入歳出ともに1億7,823万5,000円を追

加するものとなっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和5年度一般会計補正予算の概要について御説明を申し上げます。

今定例会に提出する案件といたしましては、町報報告2件、一般会計をはじめとする補正予算が6件、条例3件、その他議決案件が1件の合計12件でございます。後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

本日の案件は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 谷口鈴男君、1番 鈴木篤志君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月7日の議会運営委員会において、本日より12月15日までの11日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より12月15日までの11日間とすることに決定しました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 議員派遣報告書、2. 常任委員会所管事務調査報告書、3. 定例監査実施報告書、4.

例月現金出納検査の結果について（報告）（令和５年８月分から１０月分まで）、５．政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情、以上の５件が議長宛てにありました。その写しを配付して、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第９号 専決処分の報告について、報告第１０号 専決処分の報告について、以上２件、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

おはようございます。

それでは、諸般の報告つづり１ページをお願いいたします。

報告第９号 専決処分の報告についてです。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告をいたします。

専決第５号 専決処分書。車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和５年１０月１０日、専決処分をいたしました。

和解及び損害賠償の相手方は、ここに示された方であります。

事故の概要は、令和５年７月２５日火曜日午前１０時４５分頃、向陽中学校職員駐車場の入り口近くで御嵩町会計年度任用職員が草刈りをしていた際、草刈り機による石の飛散により、駐車していた車両を破損したものであります。

和解条項及び損害賠償額といたしまして、町は相手方に対し、本件事故に対する損害賠償金として１４万１,８９４円を支払う。

なお、本件のほか、町、相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認するとしております。

引き続き、２ページをお願いいたします。

報告第１０号 専決処分の報告についてです。

なお、本案件は先ほどの報告第９号と同一の事故によるものですので、事故の概要などについては説明を一部省略させていただきます。

専決番号は第６号、専決処分の日は令和５年１０月２３日です。

和解及び損害賠償の相手方は、ここに示された方であります。

事故の概要は、報告第９号と同じになります。

損害賠償金として４２万７,９１０円を支払うものです。

なお、この賠償金につきましては、報告第9号、報告第10号ともに御嵩町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険により保険給付されることとなっております。

今後はこれまで以上に事故防止に取り組んでまいります。

以上、報告とさせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました議案第73号から議案第82号、発議第3号の計11件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件11件を一括議題として、提案理由の説明を求めます。

初めに、補正予算です。

議案第73号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、議案第73号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書つづりの一般会計補正予算（第3号）の表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1億7,823万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億4,171万8,000円とする旨、規定しています。

第2条では繰越明許費を、第3条では債務負担行為の補正を、第4条では地方債の補正について規定しています。

6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費です。

追加が2件です。

戸籍関連システム改修事業963万1,000円は、戸籍の振り仮名対応、マイナンバーのローマ字表記対応のためのシステム改修・開発について、年度をまたがって行うことから設定するもの

です。

橋梁維持事業620万円は、平島橋の長寿命化補修事業について、国の補正予算に基づき、令和6年度実施分を前倒して年度をまたがって行うことから設定するものです。

7ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正です。

1件目の追加は、伏見小学校大規模改造事業、期間は令和5年度から令和7年度まで、限度額を16億円としています。

2件目の変更は、環境基本計画改訂支援業務、変更前の期間、令和6年度、限度額150万円から、変更後は、期間、令和5年度から6年度、限度額600万円とするものです。

8ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正です。

1件の追加をしております。

橋梁整備事業は、限度額を270万円としています。これは繰越明許費で御説明しました平島橋補修事業の財源となる地方債です。

11ページをお願いいたします。

歳入です。

款13分担金及び負担金、目01農林水産業費分担金206万8,000円は、古屋敷頭首工補修工事費の増に伴う分担金の増額。

款15国庫支出金、目02教育費国庫負担金は、子育てのための施設等利用給付費の事業見込額の精査による436万5,000円の減額。

目01総務費国庫補助金、節01総務管理費補助金のうち、デジタル田園都市国家構想交付金は、内示額に伴う381万3,000円の減額。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、名鉄広見線に関する調査事業の交付決定による237万6,000円の増額。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、限度額通知及び国の経済対策による1億6,759万2,000円の増額です。

節02戸籍住民基本台帳費補助金は、戸籍情報の振り仮名対応や、マイナンバーカードのローマ字表記対応のため963万1,000円の増額。

目02民生費国庫補助金、節01社会福祉費補助金は、障害福祉サービス等報酬改定対応のためのシステム改修に係る補助金16万5,000円の増額。

節02児童福祉費補助金は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業の実績見込みの増による50万円の増額です。

12ページをお願いいたします。

目04土木費国庫補助金、節01道路橋梁費補助金は、平芝橋の長寿命化を進めるための補修設計業務に係る補助金341万円の増額。

款16県支出金、目04教育費県負担金、子育てのための施設等利用給付金は、事業見込みの精査による218万3,000円の減額。

目01総務費委託金、節04選挙費委託金、県議会議員選挙委託金は、委託金額決定に伴う511万円の減額。

款17財産収入、目02利子及び配当金499万7,000円は、資産運用に伴う利子収入の増額です。

13ページをお願いいたします。

款18寄附金、目01指定寄附金は、明治安田生命保険相互会社より、健康増進事業推進のための寄附があったことによる50万7,000円の増額。

款21諸収入、目06雑入、節07消防費雑入は、防災士資格取得試験受験者数確定による24万円の減額。

款22町債は、先ほど第4表で御説明したとおりとなります。

14ページをお願いいたします。

歳出です。

なお、人件費関係につきましては、27ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、省略して御説明させていただきます。

また、事業費の確定、今後の見込みの精査をしておりますので、減額補正については省略させていただきます、増額補正を中心に説明をさせていただきます。

款02総務費、目06庁舎整備費、節12委託料50万円は、来庁者や職員の命の安全を最優先に考えた場合、安全な場所への移転が考えられるため、仮設庁舎の整備や他の公共施設を利用した場合など、その規模、設置場所、概算事業費等について比較検討を行い、年度末までに調査報告としてまとめるものです。

15ページをお願いいたします。

目15諸費100万円は、今後の税の還付見込みに伴う増額。

目16基金費は、各種利子積立金となっているものについては、先ほど御説明しました資金運用利子収入分を積み立てるもの、真ん中辺り、福祉向上基金積立金については、明治安田生命様からの寄附分50万7,000円を積み立てるもの、公共施設等総合管理基金積立金については、公共施設の老朽化対策として、今回の歳入歳出差額相当分を積み立てるもの、合計して1,554万7,000円の増額です。

目17新型コロナウイルス感染症対策費は、臨時交付金を活用した物価高騰対策に伴う補正で

す。

子育て世帯生活応援商品券配付事業では、18歳以下の子供1人当たり1万8,000円のギフトカードを配付する子育て世帯生活支援金4,590万円、また対象世帯への郵送料、封筒印刷や封入業務委託料を計上しています。

保育所等物価高騰対策事業では、食材料費高騰分の増額や中保育園指定管理料の増額。学校給食費物価高騰対策では、給食材料費高騰分の増額。国の経済対策分では、非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を支給する臨時特別給付金1億1,200万円。その対象世帯への郵送料、振込手数料や、給付に係るシステム改善委託料を計上しています。合計して1億6,846万円の増額です。

16ページをお願いいたします。

目01戸籍住民基本台帳費、節12委託料410万9,000円は、戸籍情報の振り仮名対応や、マイナンバーカードのローマ字表記対応のためのシステム改修費です。

18ページをお願いいたします。

款03民生費、目01社会福祉総務費、節01報酬8万2,000円は、民生委員・児童委員の辞職に伴う補充員選任のための報酬の増額。

目02国民年金事務等取扱費、節27繰出金24万円は、繰入れ基準額の決定に伴う増額。

19ページをお願いいたします。

目05介護保険費の節27繰出金637万4,000円は、介護給付費増による繰出金の増額。

目09障がい福祉費、節12委託料33万円は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う増額です。

20ページをお願いいたします。

目08子育て世帯生活支援特別給付費、節18負担金、補助及び交付金50万円は、特別給付金の申請件数が当初見込みより多かったことによる増額です。

21ページをお願いいたします。

款04衛生費、目01し尿塵芥処理費、節17備品購入費12万2,000円は、自治会の大型ごみ集積箱設置要望に対応するための大型ごみ収集箱2台の購入費です。

22ページをお願いいたします。

款06農林水産業費、目04農地費、節14工事請負費263万4,000円は、古屋敷頭首工補修について新たな補修が追加となったことによる増額です。

23ページをお願いいたします。

款08土木費、目04橋梁維持費、節12委託料620万円は、平芝橋の長寿命化を進めるための補修設計業務を行うものです。

25ページをお願いいたします。

款10教育費、目02教育振興費、節18負担金、補助及び交付金271万1,000円は、共和中学校の防犯カメラ修繕、雨漏り対策の実施に伴う増額です。

26ページをお願いいたします。

項04生涯学習費、目02公民館費、節10需用費365万7,000円は、御嵩公民館の雨漏りに対する修繕料です。

この後27ページから30ページには給与費明細書、31ページには債務負担行為、32ページには地方債の調書を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第73号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。
御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第74号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第75号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第76号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第74号、第75号、第76号の3件を続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第74号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの34ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億9,351万1,000円とするものです。

明細について御説明させていただきます。

37ページをお願いいたします。

歳入です。

款05繰入金、項01他会計繰入金、目01一般会計繰入金は、財政安定化支援事業繰入金の確定で24万円の増額となります。

38ページをお願いいたします。

歳出です。

款01総務費、項01総務管理費は、産前産後期間の国民健康保険税減免措置に伴うシステム改修で198万円の増額となります。

款01総務費、項02徴税費は、徴収事務を行っております会計年度任用職員の人件費で14万9,000円の減額となります。

款03国民健康保険事業費納付金、項01医療給付費分は、財政安定化支援繰入金に伴う財源内訳の変更となります。

款07予備費は、歳入歳出額の調整により159万1,000円の減額となります。

39ページは人件費の明細となります。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第74号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第75号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの42ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,217万5,000円とするものです。

明細について説明をさせていただきます。

45ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款03後期高齢者医療広域連合支出金、項01委託金は、歳出の保健事業費の増額に伴う委託金で、73万6,000円の増額となります。

下段、歳出です。

款03保健事業費、項01健康保持増進事業費、目01健康診査費、節12の委託料は、ぎふ・すこやか健診等業務委託料の見込み増による17万6,000円の増額、節18負担金、補助及び交付金は、健診費用負担金の見込み増による56万円の増額、合わせて73万6,000円の増額となります。

以上で、議案第75号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

最後に、議案第76号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの48ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,281万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億5,388万8,000円とするものです。

なお、今回は介護サービス事業勘定の補正はございません。

明細について御説明をさせていただきます。

52ページをお願いいたします。

歳入です。

款03国庫支出金、項01国庫負担金から、53ページ、款06繰入金、項01一般会計繰入金までは、歳出の保険給付費の増額に伴う負担金等の増額となります。

では、52ページ上段に戻っていただきまして、款03国庫支出金、項01国庫負担金が932万7,000円の増額、款03国庫支出金、項02国庫補助金が152万4,000円の増額、款04支払基金交付金が1,377万円の増額、款05県支出金が724万7,000円の増額、53ページの上段、款06繰入金、項06一般会計繰入金が637万4,000円の増額とそれぞれなります。

款06繰入金、項03基金繰入金は、歳入歳出額の調整で1,457万5,000円の増額となります。

54ページをお願いいたします。

歳出です。

款01総務費、項02賦課徴収費は、令和6年度介護保険制度改正に伴うシステム改修で133万7,000円の増額となります。

款02保険給付費、項01保険給付費は、介護サービス費の見込みにより5,000万円の増額となります。

55ページをお願いいたします。

款02保険給付費、項03高額介護サービス費は、見込みにより100万円の増額となります。

款05地域支援事業費、項01介護予防・日常生活支援総合事業費は、会計年度任用職員の人件費で3,000円の増額となります。

款05地域支援事業費、項02包括的支援事業・任意事業費は、包括支援センター職員などの人件費で47万7,000円の増額となります。

56ページから58ページは、人件費の明細費となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第74号、第75号、第76号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第77号 令和5年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第78号 令和5年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、事業会計の補正予算2議案について御説明させていただきます。

初めに、議案第77号 令和5年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）です。

お手元の補正予算つづり60ページをお願いいたします。

第1条は、補正予算を定める総則。

第2条は、収益的支出の補正で、第1款第1項の営業費用を410万円増額、第4項の予備費を410万円減額。

第3条は、資本的支出の補正で、第1款第1項の建設改良費を80万9,000円減額いたします。

次のページ、第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、予算第7条に定めた職員給与費を21万7,000円増額いたします。

次の62ページは、補正予算実施計画、63ページから64ページは補正予算給与費明細書、次の65ページから68ページの予定貸借対照表及び注記の説明は割愛させていただき、69ページの補正予算実施計画明細書をお願いいたします。

収益的支出では、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費、節15修繕費は、漏水修理など修繕の増加により300万円の増額。

目4総係費は、人事異動等に伴い、節1給料を11万5,000円、節2手当を76万6,000円、節5法定福利費を14万5,000円、それぞれ増額いたします。

また、節11燃料費の不足により7万4,000円の増額。

さらに、予備費を410万円減額し、営業費用の増加分を調整しております。

次の70ページ、資本的支出では、款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良事務費は、人事異動等に伴い、節1給料を34万2,000円増額、節2手当を38万8,000円、節5法定福利費を76万3,000円それぞれ減額いたします。

次の71ページから72ページは、令和5年度予定キャッシュ・フロー計算書です。説明の割愛部分につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

これで水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第78号 令和5年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

お手元の補正予算つづり74ページをお願いいたします。

第1条は、補正予算を定める総則。

第2条は、収益的支出の補正で、第1款第1項の営業費用を541万5,000円増額。

第3条は、資本的支出の補正で、第1款第1項の建設改良費を254万2,000円減額いたします。

次のページ、第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、予算第8条に定めた職員給与費を112万7,000円減額いたします。

次の76ページは、補正予算実施計画、77ページから78ページは補正予算給与費明細書、次の79ページから82ページの予定貸借対照表及び注記の説明は割愛させていただき、83ページの補

正予算実施計画明細書をお願いいたします。

上の表、収益的支出では、款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 3 総係費は、人事異動等に伴い、節 1 給料を56万1,000円、節 2 手当を52万4,000円、節 5 法定福利費を33万円、それぞれ増額。

目 4 流域下水道維持管理負担金は、排水量の増加により400万円増額いたします。

下の表、資本的支出では、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 下水道施設費は、人事異動等に伴い、節 1 給料を117万8,000円、節 2 手当を111万4,000円、節 5 法定福利費を25万円減額いたします。

次の84ページから85ページは、令和 5 年度予定キャッシュ・フロー計算書です。説明の割愛部分につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

これで下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

以上、事業会計補正予算 2 議案について、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

次に、条例その他について行います。

議案第79号 御嵩町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第79号 御嵩町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

条例案は、議案つづりの 3 ページのとおりですが、資料にて御説明しますので、資料つづりの 1 ページをお願いいたします。

今回の条例の改正趣旨としましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う条ずれの改正となります。

施行日は公布の日です。

2 ページの新旧対照表につきましては、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で議案第79号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第80号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

それでは、議案第80号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは4ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり3ページをお願いいたします。

改正趣旨は、令和5年人事院勧告では、給料月額及び期末勤勉手当支給率の引上げなどの勧告がなされました。勧告を受けた国家公務員と同等の内容とするため、御嵩町職員の給与に関する条例など3つの条例を一括で改正するものです。

概要でございますが、本議案の第1条、第2条、第3条は、御嵩町職員の給与に関する条例の一部改正です。

給料表の改定は、民間給与との格差を解消するため、初任給及び若年層を重点的に給料月額を引き上げるものです。

期末勤勉手当金支給率の改定は、年間0.1月分引き上げるものです。

表のとおり、令和5年度は、12月期の期末手当を1.25月に、勤勉手当を1.05月に、令和6年度以降は、6月期と12月期に均等に配分するものです。

定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当の支給率の改定は、年間0.05月分引き上げるものです。

表のとおり、令和5年度は、12月期の期末手当を0.70月に、勤勉手当を0.50月に、令和6年度以降は、6月期と12月期に均等に配分するものです。

また、所要字句の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い行うものです。

4ページをお願いします。

第4条、第5条は、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正です。

期末手当支給率を年間0.1月分引き上げるものです。

表のとおり、令和5年度は、12月期を2.30月、令和6年度以降は、6月期と12月期に均等に配分するものです。

次に、第6条、第7条は、御嵩町議会議員の議会報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正で、期末手当支給率を常勤の特別職分と同様、年間0.1月分引き上げるものです。

表のとおり、内容も常勤の特別職分と同様でございます。

施行日は、第1条、第4条、第6条は公布の日で、令和5年4月1日から遡及適用となります。第2条は公布の日、第3条、第5条、第7条は令和6年4月1日です。

次の5ページから19ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

議長（大沢まり子君）

議案第81号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第81号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

お手元の議案書つづりは11ページになりますが、資料にて説明させていただきますので、資料つづりの20ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、産前産後期間に係る国民健康保険税の減額措置が導入されたことを受け、関係する条例の改正を行うものです。

改正の内容は、第23条国民健康保険税の減額に第3項を追加して、世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者、または出産した被保険者（以降、出産被保険者といいます）がいる場合においては、当該世帯の世帯主に賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するというものです。

減額する額は、所得割と均等割の年額の12分の1に出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月、多胎妊娠の場合は、3か月前から出産の予定月の翌々月までの当該年度分の月数を掛けた額となります。

また、第24条の3を追加して、出産被保険者に係る届出についてを規定いたします。

施行日は、令和6年1月1日。

適用区分として、この条例による改正後の御嵩町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

資料の21ページから23ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第81号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第82号 指定管理者の指定について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

それでは、議案第82号 指定管理者の指定についてを説明させていただきます。

議案書つづりは14ページですが、現在の滞在型農業体験施設の指定管理が令和6年3月31日で満了するため、次期指定管理者の選定手続に係る説明を資料にて説明させていただきますので、資料つづり24ページをお願いいたします。

それでは、指定の内容について、(1)管理を行わせる施設の所在地及び名称は、岐阜県可児郡御嵩町津橋3536番地、御嵩町滞在型農業体験施設となっております。

(2)の指定管理を行わせる事業者としましては、所在が岐阜県可児郡御嵩町中2305番地、一般社団法人てらす、代表理事 矢島幹也。

続きまして、(3)指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。

2番の法人の概要につきましては、法人の設立は、平成30年2月14日。法人の沿革は、平成30年5月より、御嵩町特産品開発普及協議会事務局、また平成31年4月から令和6年3月までの5年間、御嵩町滞在型農業体験施設の指定管理者となっています。

次のページをお願いいたします。

3. 施設概要について、御嵩町滞在型農業体験施設（以下、本施設といいます）は、移住及び定住の促進や、農業体験による新規就農者の確保を促進する目的で、御嵩町津橋地内の古民家を改修し、平成31年1月に完成しました。一棟貸切り型の宿泊施設で、最大定員は8名となっております。

4. 指定管理で管理を行わせる理由について、本施設は主に宿泊施設として利用されるため、行政ではなく、民間事業者のノウハウやアイデアを活用し事業運営することで効率的な経営と施設の能力を最大限発揮できると判断し、指定管理による運営としています。

5. 選定評価委員について、今回の指定管理者選定から、外部委員3名で構成する滞在型農業体験施設指定管理者選定評価委員を選任しました。委員は、表に記載の3名となっております。選定に当たっては、表の一番右側、求める知見に基づき、各所から推薦された委員を選定しました。

6 として、選考の経過について、(1)審査までの経過として、本施設の次期指定管理者を令和5年10月10日から同年10月24日まで公募したところ、1事業者、一般社団法人てらすから応募がありました。御嵩町指定管理者選定評価委員会設置要綱に基づき、令和5年10月31日に選定評価委員会を開催し、一般社団法人てらすから提出された御嵩町滞在型農業体験施設指定管理者指定申請書の確認及び提案理由の説明を受け、慎重に審査を行いました。

続いて、(2)審査内容です。

一般社団法人てらすから委員に対する提案理由の説明及び委員による質疑応答を実施した後、委員による審議・採点を行いました。主な審査確認事項は記載のとおりです。

これらの項目について確認した後、審議を踏まえ、採点表に基づき、各委員100点満点で採点した結果、委員3名の合計が257点、平均が85.7点となりました。採点表の項目では、事業計画に沿ったサービス向上の方策や、人的資本体制が確立されている点などが評価されました。

続いて、(3)候補者の決定です。

上記審査結果及び御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例第16条第3項に規定する基準、またこれまでの指定管理における実績を踏まえ、一般社団法人てらすが本施設の管理を適切に行うことができるか採決を行い、挙手全員となり、候補者として決定しました。

7. 審査基準。条例第16条第3項については、条例に基づく審査基準ですので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第82号 指定管理者の指定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

発議第3号 御嵩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

それでは、発議第3号 御嵩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案つづりは15ページですが、資料つづり27ページで説明させていただきますので、27ページを御覧ください。

御嵩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のとおり提出する。令和5年12月5日提出。提出者、御嵩町議会議員 高山由行。賛成者、御嵩町議会議員 岡本隆子、同じく奥村悟、同じく清水亮太。

条例の制定趣旨は、地方自治法の一部改正により、議員個人と町との請負禁止の規制が緩和されることになりましたが、請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、本条例を制定するものでございます。

条例の概要ですが、第1条で制定の目的について定めております。第2条では、報告の事項について、第3条から第5条では、報告一覧の作成及び公表等について定めております。

施行日等につきましては、公布の日から施行し、令和５年度の請負から適用することとして
います。

議員各位におかれましては、御審議のほどしっかりしていただきまして、御賛同していただ
きますようよろしくお願いします。以上で終わります。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時30分といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

初めに、町長からの発言を許します。

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

先ほどすみません、開会冒頭で述べた挨拶の中で１点誤りがございましたので、訂正をさせ
ていただきたいと思います。

お手元に配付いたしました第４回定例会町長挨拶の５ページになります。こちらの３行目で
ございますけれども、橋梁の長寿命化補修事業といたしまして6,200万円などを計上というこ
とで資料に記載がありましたし、私も述べましたが、620万円の誤りでございましたので、御
訂正のほうをよろしくお願いいたします。５ページ目、３行目の6,200万円の記述並びに私の
発言につきまして、620万円の誤りということで修正をさせていただきたいと思います。失礼
いたしました。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第５、議案の審議及び採決を行います。

議案第73号 令和５年度御嵩町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

６番 鈴木秀和君。

６番（鈴木秀和君）

補正予算書の7ページ、伏見小学校大規模改造事業、16億円の債務負担行為について質問させていただきます。

伏見小学校大規模改造工事については、これまで二、三転してまいりましたが、実施のめどが立ったということではしております。

事業費について確認です。令和3年12月の第4回定例会資料では、大規模改修事業費12億円と想定されていると記述がございます。また、令和4年5月の住民懇談会資料で、改修事業の実質負担は4.4億円という記載もございます。これらの資料からの推測ですが、当時、事業費はおおむね12億円、実質負担4.4億円、残りは補助金等かなというふうに思われます。

一方、今回の内容は、事業費見込みは16億円、国・県から1億8,700万円、地方債12億2,100万円ということです。

ここで確認ですが、令和4年、令和5年で実施しておれば、総額12億円、実質負担4.4億円。令和6年、令和7年になったことで総額16億円、地方債12億2,100万円になったというふうに理解をしていますが、数字に、もし私の理解に誤りがあれば御指摘を願いたいというのが1点目。

それから、2年遅れたことで4億円増加したということです。当時、設計図もできていましたし、補助金も確定していたという話も聞いておりますので、この2年間で4億円膨らんだという部分について、もちろん建設費の高騰もあるんでしょうが、タイミング、当時できていたらという部分について私は思うのですが、そちらの事業の考えをお聞かせいただければと思います。

最後に、スケジュールについて、令和5年、令和6年、令和7年度の工事の大まかなスケジュールを教えてください。以上です。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

過去の経緯といったところですが、まず前提といたしまして、先月21日の民生文教常任委員会協議会の中でも説明を差し上げましたように、まず16億円という金額については現在の見込みであるという、そこだけはちょっと押さえておいていただきたいと思います。その上で、お示しをいただきました先ほどの数値、これについては若干その受け止め方といいますか、ちょっと異なる部分もあるのかなというふうには感じておりますが、それを含めまして、その上で、今現在行っております詳細設計において金額が固まってまいりましたら、伏見小学校財政計画ということで詳細な数値や金額などを精査してお示しをしたいと考えております。

どこがということと言われますと、12億円、当時の実質負担が4.4億円。これに比較するような形で今が16億円になり、地方債が12.21億円ということで、4.4億円が12.21億円に増えたという、ここについてはちょっと感覚といたしますか、考え方が違うかなというふうに思っております。

あと、御質問の中で、町民に対してというようなところでありますけれども、令和4年、令和5年度で実施しなかったということで、この伏見小学校大規模改造について、令和3年度当時については、令和4年度、令和5年度で実施をするということで計画をしたということです。新庁舎、中保育所等の計画が進まないといった中で、耐震性がない施設が優先されるというようなことで、それは御嵩町の判断として着手が見送られたという経緯がございます。その後、現在の渡辺新町長が就任をされまして、新庁舎等の検証を進める、その一方で、伏見小学校の大規模改造についてはいち早く着手をするということを判断いただきまして、事務局としては、早期発注に向けて最大限の努力をしてきた結果が今の結果であるということで、皆様方にはそういったことで御理解をいただければと考えております。

あとスケジュールのほうですけれども、これは前回の第3回定例会の一般質問において御質問をいただいた中で、町長の答弁にもありましたように、令和6年度中の着手を目指すということを表明していただいております。今年度、令和5年度につきましては、その発注に向け全力で取り組んでいるということです。

また、令和6年度には、まず仮設校舎を建設するということが必要になってまいりますので、早い段階で引っ越しをするということを目指していきたく思っております。その後、本体工事に着手するということになりますけれども、令和6年度から令和7年度については、工事の効率といったものを重視いたしまして、工事を一旦区切るというようなことはなく、一体的に進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

ありがとうございます。

数字については、またちょっと別途教えてください。

伏見小学校、私が小学校6年生のときに完成した建物で、私と同じように大分古くなっておりますので、早めに実施していただきたいというふうに思っております。

あと最近、冬季オリンピック、それから万博、総事業費がびっくりするぐらい膨らんでくるんですね。当初の計画が悪かったのか、初めは安く済ませておこうという魂胆といったら失

礼なんですけど、そうした中であれもこれもと増やしていったらどんどん多くなっていく。スタートするとなかなか止められないというようなこともあります。その辺のことがないように、これからいろんな事業も予定されていると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8 番 奥村悟君。

8 番（奥村 悟君）

補正予算書18ページですけれども、民生費の社会福祉総務費、民生委員報酬のほうですが、1名退職に係る人選だということですが、既に後任者は決まっているようにお聞きします。推薦準備会委員報酬を4万5,000円計上されておりますけれども、仕組みとして、推薦会だけでは候補者の適否に関する審議が困難なことから、地区ごとに推薦準備会を設けて、推薦会に先駆けて候補者の適否を決めて推薦会に内申する仕組みだというふうに思いますが、今回のケースはそれに当てはまるのかどうか、その辺のところをお聞かせください。

それからもう一点ですが、補正予算書の31ページ、債務負担行為支出予定額の調書のところですが、伏見小学校の大規模改造事業、16億円、限度額のところでございますが、地方債、学校教育施設等整備事業債12億2,100万円を借りられるわけですが、充当率及び元利償還金に対して交付税措置がなされるわけですが、その内訳というか、数字の詳細を教えてくださいいただけますでしょうか。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

ただいま奥村議員の御質問がありました民生委員の状況についてお話をさせていただきたいと思ひます。

通常ですと、一斉改選等であれば数多くの方を選任していかなくちゃいけないということで、準備会を開いてということになりますが、今回は1名というところもありまして、人選については民生委員の会長と協議をしながら進めてまいりました。その結果、1名後任が見つかったというところもありまして、準備会については開かなくてもいいだろうとか、設置しなくてもいいだろうというふうに考えております。

あと、こちらについては、民生委員の推薦というか、委嘱については厚生労働省が行うというところもありまして、町だけでは決められないといったところもあります。民生委員につい

ては早急に補充していきたいとか、空きをつくりたくないというところがありましたので、町といたしましては早めに推薦をということで、推薦会については、文書、書面決議で推薦会を開かせていただいております。そちらについて早急に県のほうに推薦をさせていただいて、委嘱できればというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

御質問にお答えをいたします。

起債計画についての御質問であったかと思います。議員おっしゃいましたように、学校教育施設等整備事業債という起債を予定しております。この起債を借りるに当たりまして、この起債は、通常分というところと財源対策債分という、この2つに区分をされることになります。それぞれ国からの交付税措置が受けられるということになっております。

まず充当率のほうですが、通常分としては、補助対象事業費から国庫交付金を除いた額に対し75%が上限。先ほどの財源対策債分という分については、同じく15%まで借入れができるということになっておりまして、合計で補助対象事業費から国庫交付金を除いたものについては合計で90%まで借入れができるということになっております。

あと、交付税措置というところですが、まず1点目の通常分については、この借入れの元利償還金に対して70%の交付税措置が得られると。もう一つの財源対策債分については50%の措置が受けられるということで、非常に有利な借入れであるということがお分かりいただけるかと思っております。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

31ページの伏見小学校の件です。1点教えていただきたいと思います。

まず伏見小学校のほうは、このように予算を組んでいただけてとてもありがたいと思っています。

そこで1つ質問なんです、以前のときに、この国庫支出金、学校施設環境改善交付金ですか、これじゃなくて地方債のほうの方が有利だという説明を受けたと思うんですが、今回はこちらの交付金、国・県の支出金を使ったほうが有利だということで、再度申請をするということだったんですが、その説明をひとつお願いいたします。以上です。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

国庫交付金の件について御質問でありました。

今までの説明といたしましては、令和3年度当時ですけれども、令和4年度の事業開始が見込めないという中で、国庫交付金についてはやむを得ず取下げをしたと。その一方で、何とか国庫交付金を使わずにといいいますか、例えば年度途中からでも始められるような策を模索する中で、なるべくできるだけ有利な起債というものを模索いたしまして、当時お示しをしたといひますか、説明をさせていただいたということです。それから2年が経過をいたしまして、現在工事開始に向けた修正設計を進めている中で、現時点での概算の数字ということではありますけれども、再度シミュレーション等を行ったところ、やはり国庫交付金を受け事業を進めたほうが事業になるというような想定も出てまいりましたので、改めて県を通じて令和6年度の国庫交付金について申請をしたところでございます。

内容につきましては、主な要因として、この国の学校施設環境改善交付金という事業の制度改正等がその後ございまして、当時より交付金の増額が見込まれるということが1点ございす。

また、国庫補助対象経費を精査する中で、設計監理ですとか仮設費用などを国庫補助対象の経費として加えられるということが改めて確認できましたので、そういったことも含めまして、地方交付税の算入額が増加するということが見込まれるといったことが要因になってまいります。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

15ページの基金費でちょっとお伺いしたいと思いますが、ここに公共施設等総合管理基金積立金ということで1,000万円ほど計上してあるんですが、財政調整基金とはまた違って、公共施設の更新計画についての基金造成ということで昨年度認められた基金であります、財政調整基金と、総合管理基金との振り分けというのはどういうふうに考えられておられるかということと、それから公共施設等の基金については、どのくらいの造成を目的として基金造成をされていく予定があるのか、それをちょっとお聞きしたいと思いますが。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの谷口議員の御質問についてお答えいたします。

今回の補正でいいますと、財政調整基金、こちらは利子積立金ということで、今回は財政調整基金のほうには利子分を振り分けして入れております。今回の公共施設等につきましては、今回の補正に伴う入りと出の差額分、こちらを入れているという形になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

今後これをどれだけ積み立てていくかということなんですけれども、具合的に幾らというのはないんですけれども、基本的に公共施設はどこも老朽しているということですので、随時随時、予算の中で積み立てられるものをまずは積み立てていくという方向で、あとは公共施設の管理計画等に基づいて、適正な時期に支出できるようにまずは積立てをというふうに意識しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

そうすると、特に識別していくというものではなくて、総合的にそれぞれの、時に応じて対応していくと、こういう理解でよろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

予算書の14ページの下から2段目の庁舎整備費のところでございます。仮設庁舎建設比較検討業務委託料50万円についてちょっとお聞きしたいんですけれども、この庁舎が平成24年に耐震診断をやられまして、もうかなり脆弱、I s 値が低いところでは0.21ということで、倒壊及び崩壊の危険性があるのではなくて、危険性が高いというような結果が出ておりますので、これはもう今頃やるのがちょっと遅いかなというような思いもあるんですけれども、実際に町長の御挨拶の中にもありましたけれども、もちろん新庁舎建設と命の関わる問題は区分して考えるということで、早急にこれは進めなくてはいけないということで、賛成なんでございますけれども、実際に中身ですけれども、この仮設庁舎建設、建設という文言があるということになると、実際に基礎まで打って、例えば建物を建てて仮設庁舎を設けるとか、そういった具体例

もあるのか、それとも今ある例えば中公民館だとか、上之郷防災コミュニティセンター、ああいったところの施設への移転、例えばコロナ禍で分散体制で職員が勤務しておりましたけれども、ああいったことを庁舎を離れて今後やっていくのか、そういったことまで考えていくのか。

それとあと50万円という金額なんですけれども、かなり金額としては取ってつけたような、随意契約の中でできるような、そういった金額でもありまして、実際どういったところをお願いをしていくのか。そしてその成果について、具体的な成果が出てきたら、今後どのように行動に移していくのか、その辺りのところをちょっと教えていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいま山田議員の御質問についてお答えいたします。

まず建設がなぜ入っているかということですが、こちらは、まずは議員も今御指摘がありましたとおり、耐震基準を満たしていないこの役場庁舎から避難する場合、移転する場合、どこに移転するのが一番いいのかというようなことを検証したいと思っています。まず仮設庁舎建設ありきということではありません。仮設庁舎を建設した場合だと、どの場所がいいのか、どれぐらいかかるのか。例えば既存の施設、公民館等に分散勤務するような形にした場合に、例えばどこまでの課が入れるのか。そこに行った場合に、パソコンとかの端末ですとか、情報関係、どのようなお金がかかるのか、そのような比較検討をする事業ということですので、まず御理解いただきたいと思います。

あと50万円ということですが、先ほど山田議員もおっしゃいましたけれども、平成24年、平成25年度に耐震診断、耐震設計していただいた業者から参考見積りという形で見積りをいただきまして、それを基に今設計を行っております。その設計に基づきまして、2者、50万円以下ということですので、2者以上の見積徴収収入札のような形で今設計コンサルタントをお願いをしたいと考えております。

公表ですが、今現在行っております第三者検証委員会、こちらの検証結果も踏まえまして、公表についてはまた検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第74号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第75号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第76号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決

を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第77号 令和5年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号 令和5年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第78号 令和5年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号 令和5年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

請願の委員会付託

議長（大沢まり子君）

日程第6、請願の委員会付託を行います。

請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

議会事務局長（土谷浩輝君）

それでは、ピンク色の表紙、請願つづり1ページをお願いいたします。

それでは朗読いたします。

令和5年11月14日、御嵩町議会議長 大沢まり子様。

日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書。

みたけ平和のつどい実行委員会代表 林八重子。御嵩町中2328－3。紹介議員、岡本隆子、鈴木秀和。

1. 請願の趣旨。

新体制の下、町政の推進発展のため、議会において御尽力をいただき敬意を表します。

御承知のように、核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連会議において、国連加盟国の約3分の2に当たる122の国や地域の賛同を得て採択されました。同条約の第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締結国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。

国連による核兵器禁止条約は、世界の多くの人々が求めていたものであり、唯一の戦争被爆国である日本国民がヒバクシャたちとともに長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶に直接つながるものです。ヒバクシャの心を受け止め、核兵器の廃絶を願い、条約に賛同・批准し、核保有国の核兵器禁止条約への参加を促すことこそ、被爆国としての日本国政府の役割ではないでしょうか。世界で唯一の戦争被爆国である日本国は、同条約に率先して賛同署名と国会での批准をすべきです。

核兵器禁止条約は、2023年11月現在、署名国93、批准国69に達し、禁止条約の批准を求める決議は、国連加盟国の3分の2、124か国に達しています。

今、世界では、核大国ロシアによるウクライナへの侵略が続き、イスラエル占領下のガザ地区では、暴力の連鎖の上にイスラエル軍による封鎖、無差別の攻撃と殺りくが続いています。核攻撃を「選択肢の一つ」とするイスラエル閣僚の発言に代表される核使用発言、核軍備の増強・「近代化」の動きが、核兵器の廃絶を一層緊急の課題にしています。

同時に、世界では、核兵器禁止・廃絶の声が、武力の行使と威嚇を禁じ、紛争問題の平和的解決を求める国連憲章を擁護する声と相まって、圧倒的多数の流れとなっています。

御嵩町では、1985年に町議会において非核平和都市宣言を採択されました。岐阜県で1番目になされたことを御嵩町民として誇らしく思っています。

御嵩町が加盟されている「全国平和首長会議」も、「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を提出されています。

国に意見書を提出する議会も増え、全国では、640自治体、近隣では可児市・関市・美濃市・多治見市・坂祝町が党派の違いを超えて、意見書を提出されています。

非核都市宣言のまち・御嵩町議会としても、政府及び国会に対し、「核兵器禁止条約に賛同署名及び批准されることを求める意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

2. 請願項目。

日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会への批准を求める意見書を提出すること。

3. 送付先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。以上です。

議長（大沢まり子君）

朗読が終わりましたので、請願第1号について、紹介議員より説明を求めます。

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、説明をさせていただきます。

みたけ平和のつどい実行委員会では、令和2年と令和3年に同じ内容の請願書が提出されま

したが、いずれも不採択となりました。今回は3回目の請願書提出となります。

核兵器禁止条約は、核兵器を持つこと、使うこと、核兵器を使って威嚇することなどを禁じており、2021年に発効しました。現在93か国地域が署名、69か国地域が加盟をしています。今年11月にニューヨークの国連本部で第2回締約国会議が開催されたことは各メディアでも連日大きく報道されていました。その締約国会議に核保有五大国は不参加、米国の核の傘に頼る日本も欠席をしています。今、世界情勢はロシアによるウクライナ侵攻や、核を事実上保有するイスラエルのガザ地区での軍事作戦など、核戦争が現実味を帯びている状況となっています。

さて、平和のつどいでは、御嵩町議会が県下で初めて非核平和都市宣言を決議した翌年から、自分たちでも平和への行動をしようと、これまでに、今年までですが、36回の長きにわたって活動が続けてこられ、延べ数千人の町内外の人々が参加をしています。議員の皆様方の中にもその尊い活動を理解され、参加されて、そして被爆者署名等にも署名されている方もいらっしゃると思います。

以前提出された請願は、総務建設産業常任委員会に付託されまして、議論の末、残念ながら請願は不採択という結論になりましたが、どの委員におかれましても、核のない平和な思いは強いものと思います。核の傘の下であっても、条約を批准・署名することは可能であるという議論も出てきています。平和活動をしている市井の人々の声を国に届け、国会での議論をもっと活発に行っていただくためにも、請願の採択をお願いして、紹介議員としての説明とさせていただきます。以上です。

議長（大沢まり子君）

ただいま議題としています請願第1号につきましては、11月20日の議会運営委員会において総務建設産業常任委員会に審査を付託することを決定していただきました。

お諮りします。この請願につきましては、総務建設産業常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、総務建設産業常任委員会にその審査を付託することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月12日午前9時より開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時11分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男

署 名 議 員 鈴 木 篤 志

